

大口町告示第57号

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「大口町」を「愛知県」に、「立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する」を「立地している」に改め、同号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、25人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

第4条第1項第2号ア中「大口町」を「愛知県」に、「立地し、かつ、100人以上の常用雇用者数を有する」を「立地している」に改め、同号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 10年以上工場等が大口町内に立地し、かつ、100人以上の常用雇用者数を有する事業者であること。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。